

那覇市耐震改修促進計画

平成23年11月策定
平成30年3月改定
令和5年1月改定

那覇市

用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとする。また、特に定めのない場合においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに関係告示の用語の例によるものとする。

旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震関係規定	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定。
住宅	一つ以上の世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造された建物。建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用等）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わない。
耐震不明建築物	旧耐震基準による建築物のうち、地震に対する安全性が明らかでないもの。ただし、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く）に着手し、検査済証を受けたものは該当しない。
既存耐震不適格建築物	耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条各号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物で同法施行令第6条第2項及び第7条第2項に規定する一定規模以上のもの（要安全確認計画記載建築物を除く）。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物のうち、同法施行令第6条第2項に規定する一定規模以上のもの。なお、新耐震基準及び旧耐震基準は問わない。
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条及び同法施行令附則第2条に規定する不特定多数の者が利用する大規模建築物。
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第7条に規定する建築物
防災拠点建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの。同法第7条第1号に該当し、要安全確認計画記載建築物の一つ。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目 次

1. 基本方針	1
1. 1 目的	
1. 2 計画の位置づけ	
1. 3 基本方針	
1. 4 沖縄県における過去の地震	
1. 5 沖縄県付近における地震分布	
1. 6 想定される地震の規模、被害の状況	
1. 7 地震による揺れやすさ	
2. 耐震化の対象となる建築物	12
2. 1 耐震化の現状	
2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定	
2. 3 緊急輸送道路の指定	
3 耐震化の促進を図るための施策	18
3. 1 普及・啓発の促進	
3. 2 実施体制の整備	
3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録	
3. 4 耐震化の促進を図るための支援	
3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み	
3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み	
4. 本市、沖縄県及び関係団体相互の連携	25
5. 耐震化を促進するための指導や命令等	26
特定既存耐震不適格建築物一覧表	27

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／令和3年12月21日国土交通省告示第1537号
- (3) 那覇市地域防災計画（第2編第2章 抜粋）
- (4) 沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(H31.2)圏域図

1. 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から市民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断^{*1}及び耐震改修^{*2}を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、近年では平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、その後の鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など震度6以上の激しい揺れを伴う地震が立て続けに発生している。

特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、想定をはるかに超える揺れや大津波により、約2万5千人の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅及び建築物の倒壊等甚大な被害をもたらし、平成28年4月に発生した熊本地震では、これまで強い揺れが発生する確率が低いとされてきた地域において震度7が2度発生するなど、現在は日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況下であると考えられる。

本市では、その歴史的・地理的背景から、開放的であるものの、必ずしも耐震性に優れていない建築物が見受けられており、中でも昭和56年までに建てられた現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物等の耐震対策については、市民の生命及び財産の保護の観点から重要な課題である。

また、地震発生時における人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするため、災害応急対策における拠点施設、避難救護における必要施設、円滑な避難や救急・消防活動の実施及び避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要である緊急輸送道路沿いの建築物を対象とした耐震化の促進は急務である。

本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の建築物の耐震診断及び耐震改修等を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

○近年に発生した震度6以上の地震（M：気象庁マグニチュード）

発生年月日	名称	M	震度	発生年月日	名称	M	震度
1995(H7)/1/17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	7	2011(H23)/3/12	長野県北部地震	6.7	6強
				2011(H23)/3/15	静岡県東部地震	6.4	6強
2000(H12)/10/6	鳥取県西部地震	7.3	6強	2011(H23)/4/7	宮城県沖地震	7.2	6強
2003(H15)/5/26	宮城県沖地震	7.1	6弱	2011(H23)/4/11	福島県浜通り地震	7.0	6弱
2003(H15)/7/26	宮城県北部地震	6.5	6強	2011(H23)/4/12	福島県中通り地震	6.4	6弱
2003(H15)/9/26	十勝沖地震	8.0	6弱	2013(H25)/4/13	淡路島沖地震	6.3	6弱
2004(H16)/10/23	新潟県中越地震	6.8	7	2014(H26)/11/22	長野県神城断層地震	6.7	6弱
2005(H17)/3/20	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	2016(H28)/4/14	熊本地震	6.5	7
2005(H17)/8/16	宮城県沖地震	7.2	6弱	2016(H28)/4/16	熊本地震	7.3	7
2007(H19)/3/25	能登半島地震	6.9	6強	2016(H28)/6/16	内浦湾地震	5.3	6弱
2007(H19)/7/16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	2016(H28)/10/21	鳥取県中部地震	6.6	6弱
2008(H20)/6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	2016(H28)/12/28	茨城県北部地震	6.3	6弱
2008(H20)/7/24	岩手県沿岸北部地震	6.8	6弱	2018(H30)/6/18	大阪府北部地震	6.1	6弱
2009(H21)/8/11	駿河湾地震	6.5	6弱	2018(H30)/9/6	北海道胆振東部地震	6.7	7
2011(H23)/3/11	東北地方太平洋沖 地震(東日本大震災)	9.1	7	2019(R1)/6/18	山形県沖地震	6.7	6強
				2021(R3)/2/13	福島県沖地震	7.3	6強

*1 耐震診断：住宅やビルが地震に対してどの程度被害を受けにくいといった地震に対する強さすなわち「耐震性」の度合いを調べること

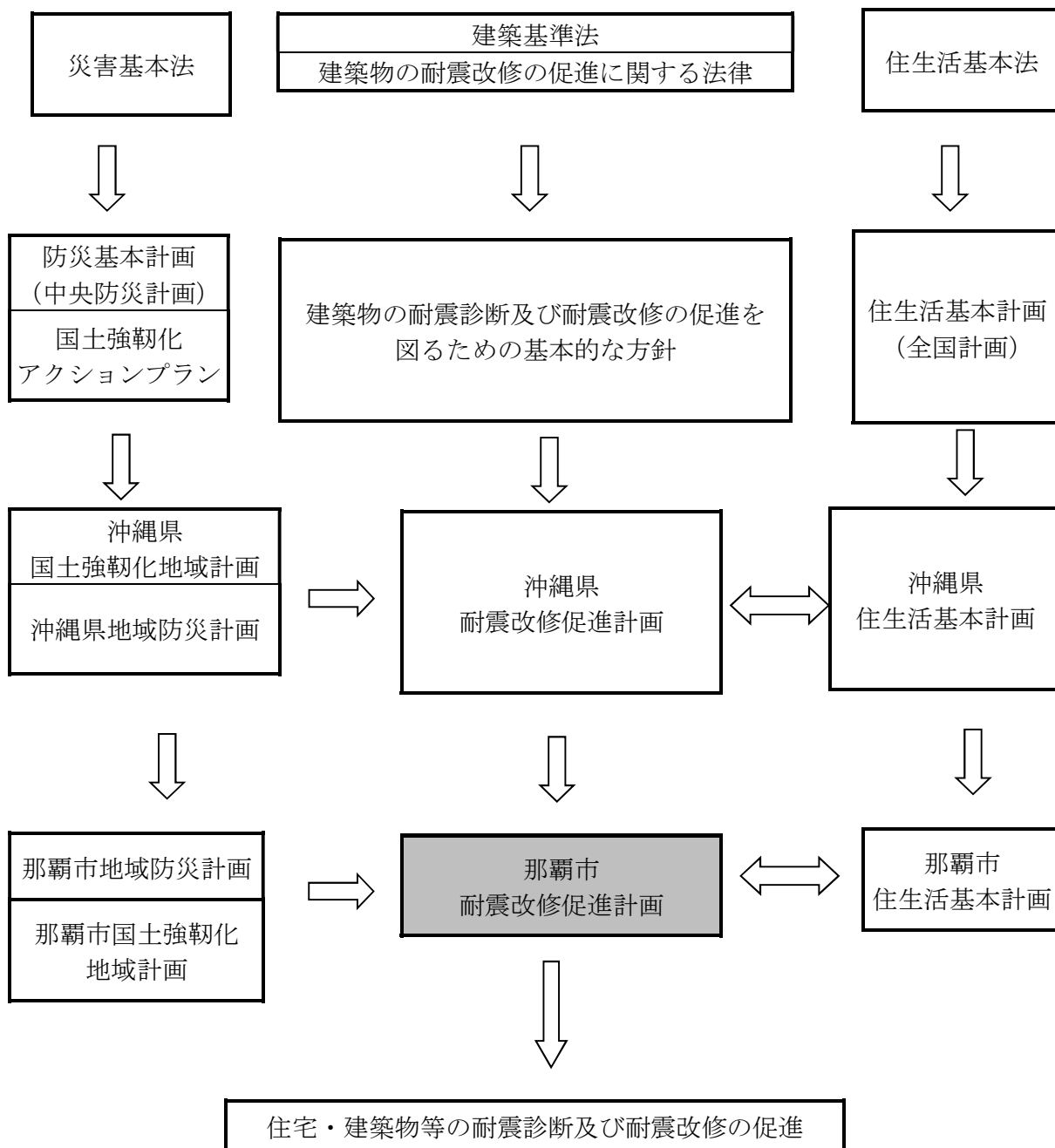
*2 耐震改修：診断結果に基づいて、補強工事を行い、耐震性を向上させること

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、「那覇市地域防災計画（令和2年5月那覇市防災会議）」（以下「市防災計画」という。）を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和3年12月21日国土交通省告示第1537号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、耐震改修促進法及び国が定めた基本方針並びに「沖縄県耐震改修促進計画」に基づき作成するものであり、本市における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、具体的な耐震化の目標、施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等に関する事項を定め、市内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。

また、策定においては、「那覇市国土強靱化地域計画」及び「市防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、那覇市住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



耐震改修促進計画の位置づけ

1. 3 基本方針

本市における住宅及び建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、那覇市全域を対象とする。

(2) 実施方針

本計画では、市内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和12年度(2030年度)までを計画期間とし、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に実施し、定期的に計画の実施状況を検証した上、必要に応じて耐震化の目標や目標達成に向けた計画内容の見直しを図ることとする。

(3) 対象とする建築物

耐震診断及び耐震改修を促進する建築物は、耐震改修促進法に規定する下記の既存耐震不適格建築物を対象とし、これらのおり耐震化に向けて執り行っていくこととする。

○住宅

直接市民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅については、耐震化を促進するため目標を設定する。

○民間建築物

地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震診断を促進し、特に耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。

○多数の者が利用する建築物

学校、病院、ホテル、劇場、百貨店、老人ホーム等多数の者が利用する建築物として耐震改修促進法第14条第1号に規定するものについては、特に耐震化を促進するため目標を定める。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を推進するものとする。

○その他の建築物

上記以外の建築物についても耐震化の促進に努めるものとする。

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、宮古島から与那国島までのいわゆる先島近海その他、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近において比較的活発な地震活動が認められており、沖縄県下では、溺死者1万1千人余を出した1771年の「八重山津波地震」の他、多くの地震を経験している。

また津波においても、先島近海を震源とする地震が基となった津波の他、1960年のチリ地震津波(死者3人、家屋全半壊137棟、橋梁破損9箇所等)等南半球の地震の影響によるものや2011年の東日本大震災によるものなど、沖縄県内では地震による揺れを観測しなかったものの、津波警報が発令され、観測されている事例も多数ある。

平成13年(2001年)から令和2年(2020年)までの20年間において、県内で震度1以上を観測した地震は1,466回あり、年平均約73回の発生となっている。

そのうちの7割は震度1だが、震度4が14回、震度5弱が3回(2004年、2010年、2018年)発生しており、近年、沖縄県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺

には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、周辺地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

なお、本県における過去の地震の発生状況及び津波警報の発令状況は、以下のとおりである。

○沖縄県付近における主な地震被害（M：マグニチュード）

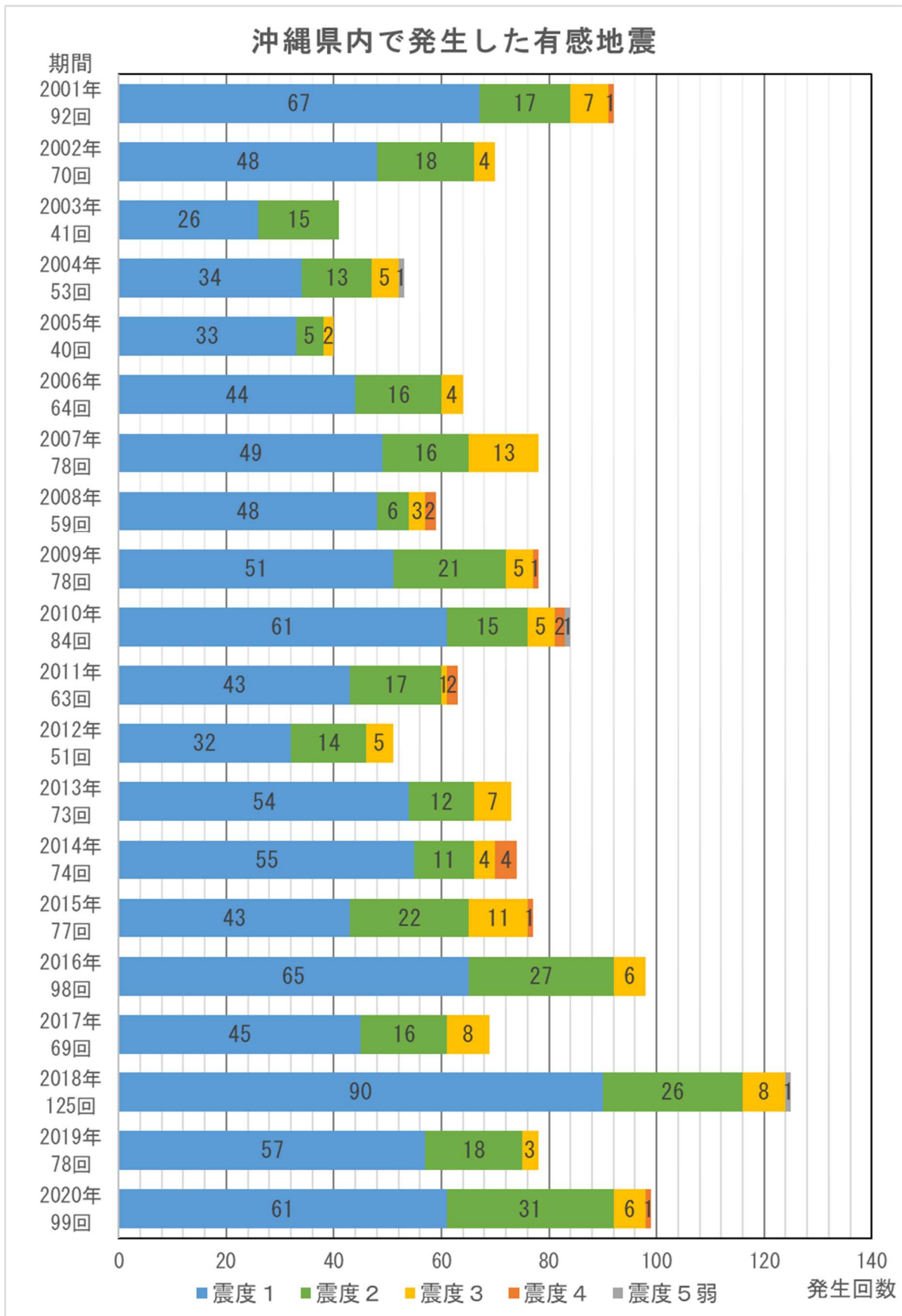
発生年月日	震源	M	震度	被害
1771/ 4/24	石垣島近海	7.4	—	死者 11,861 人（八重山 9,313 人、宮古 2,548 人）家屋全壊 3,229 棟
1898/ 9/ 1	八重山諸島	7.0	—	石垣・宮古島で家屋半壊 2 戸、堤防破損 1 箇所
1909/ 8/29	沖縄本島近海	6.2	—	那覇・首里で死者 1 人、負傷者 10 人 家屋全半壊 16 棟
1911/ 6/15	奄美大島近海	8.0	6	奄美大島・喜界島で震度 6、沖縄島で震度 5 死者 12 人、負傷者 26 人、家屋全壊 422 棟
1915/ 1/ 6	石垣島北西沖	7.4	4	石垣島で石垣崩壊 105 か所
1926/ 6/29	沖縄本島北西沖	7.0	4	那覇市で震度 4
1926/ 8/ 7	宮古島近海	7.0	4	石垣市で震度 4
1938/ 6/10	宮古島北西沖	7.7	4	平良港で栈橋流失
1947/ 9/27	与那国島近海	7.4	5	死者 5 人（石垣島 1 人、西表島 4 人）山崩れ、地割れ、落石
1958/ 3/11	石垣島近海	7.2	5	死者 2 人
1960/ 5/23	チリ津波地震	9.5	—	死者 3 人、負傷者 2 人、家屋全壊 28 戸 橋梁破損 9 箇所、道路決壊 11 箇所
1966/ 3/13	与那国島近海	7.8	5	死者 2 人 家屋被害 4 棟、石垣崩壊 23 箇所
1992/10/14～ 1993/ 5/17	西表島近海	5.0	5	震度 5（6 回）をはじめ、総計 1,336 回の有感地震を観測
1998/ 5/ 4	石垣島南方沖	7.7	3	与那国島・石垣島・宮古島などで震度 3 を観測
2000/11/14	西表島付近	4.9	5 弱	西表島で震度 5 弱を観測
2004/10/15	与那国島近海	6.6	5 弱	与那国島で震度 5 弱を観測
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	5 弱	糸満市で震度 5 弱を観測
2011/11/ 8	沖縄本島北西沖	7.0	4	沖縄本島及び周辺離島で最大震度 4 を観測
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	4	与那国島で震度 4 を観測

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）」及び「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

○沖縄県で警報が発令された地震津波（M：マグニチュード）

発生年月日	震央地名	M	警報発令地域	最大津波高さ
2001/12/18	与那国島近海	7.3	宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/26	石垣島南方沖	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/31	台湾付近	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2007/ 4/20	宮古島北西沖	6.7	宮古島、八重山	—
2007/ 8/16	ペルー沿岸	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島	15cm
2007/ 8/16	ニューギニア付近	7.5	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	12cm
2009/ 1/ 4	石垣島近海	6.7	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	石垣島近海	6.6	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	サモア諸島	8.1	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	7 cm
2009/ 9/30	石垣島近海	6.5	宮古島、八重山	—
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2010/ 2/27	チリ中部沿岸	8.5	沖縄本島、大東島	34cm
2010/ 3/11	東日本大震災	9.0	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	65cm
2012/ 8/31	フィリピン諸島	7.6	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	6 cm
2013/ 2/ 6	サンタクルーズ諸島	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	9 cm
2014/ 4/ 2	チリ北部沿岸	8.1	沖縄本島	8 cm
2015/ 4 20	与那国島近海	6.8	沖縄本島、宮古島、八重山	—
2015/ 5/ 3	鳥島近海	5.9	大東島	3 cm
2015/ 9/17	チリ中部沿岸	8.3	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2015/11/14	薩摩半島西方沖	7.1	沖縄本島	—

出典：「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」及び「気象庁ホームページ」等を参考に作成



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

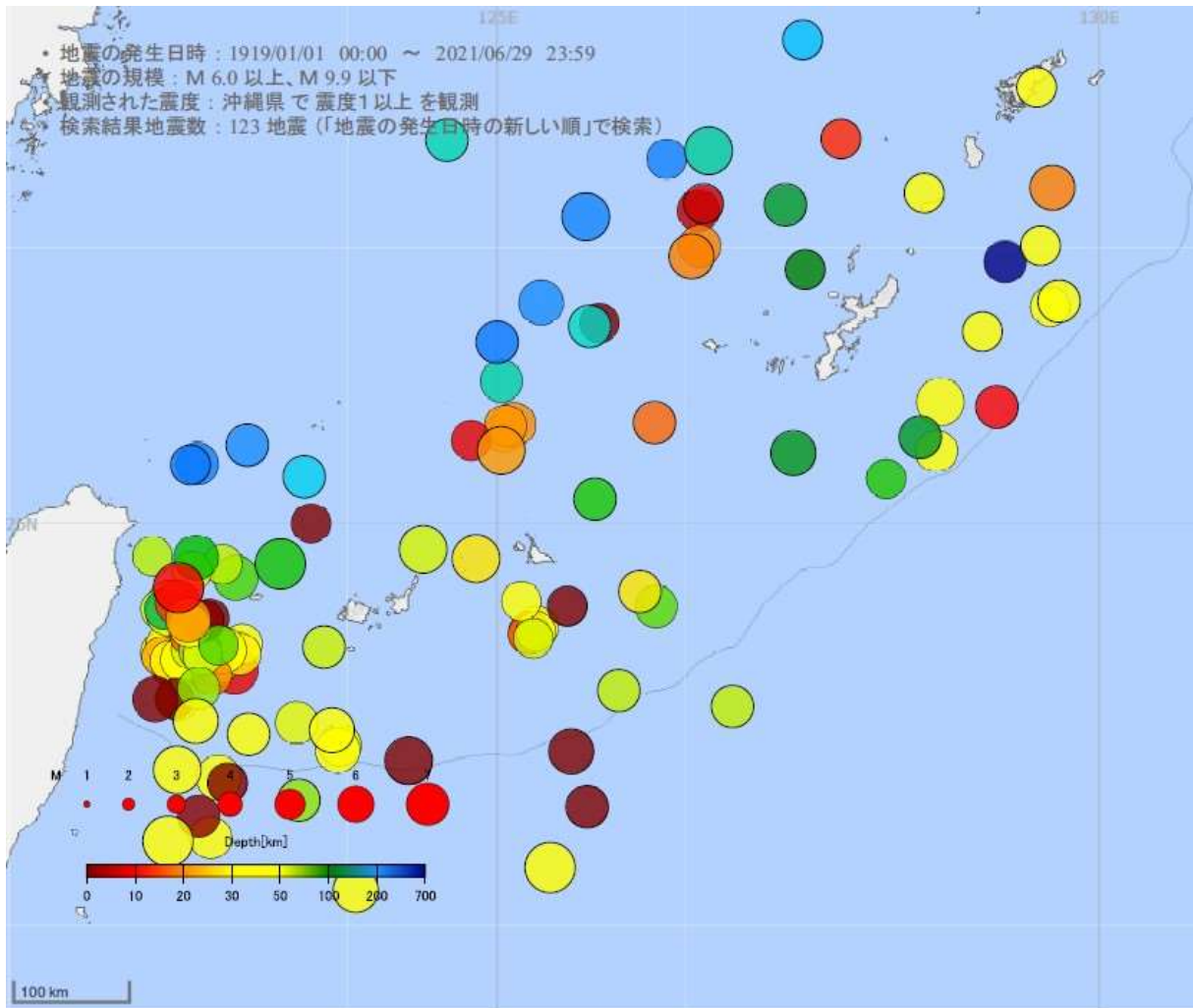
1. 5 沖縄県付近における地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県耐震改修促進計画に示されているように、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などにおいてマグニチュード6.0以上の規模が比較的大きな地震が多数発生している。

特に平成13年（2001年）から令和2年（2020年）までの20年間に於いて計44回と年平均2回程度発生していることから、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置



出典:「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予測されている。

沖縄県耐震改修促進計画によると、沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、沖縄県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から海溝型や内陸型等25の想定地震を設定し、それぞれの地震における県内各地の被害分布状況を予測している。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、沖縄県に大きな被害をもたらす可能性があるものを設定している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（M：マグニチュード）

想定地震	タイプ	M	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査 （平成 21 年 度）より
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）	
石川－具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）	
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（7）	
西田川－セナイ滝	内陸型	7.0	西表島において震度が強い（7）	
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成 23・24 年度津波・被 害想定調査 より
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
石垣島南方沖地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い（6強）	
与那国島北方沖地震	海溝型	8.1	与那国島において震度が強い（6強）	
石垣島北方沖地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）	
多良間島北方沖地震	海溝型	8.1	多良間島において震度が強い（6強）	
宮古島北方沖地震	海溝型	8.1	宮古島において震度が強い（6強）	
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）	
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）	平成 25 年度 に新規設定
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）	
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）	
一律地震動による地震	直下型	6.9	沖縄県内全域において震度が強い（6弱）	前回調査

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

○地震・津波被害量予測一覧（沖縄県地域防災計画）

注：（津波）の欄は全体数のうち津波が占める被害数。

想定地震	死者〔人〕 (津波)	負傷者〔人〕 (津波)	要救助者〔人〕 (津波)	避難者(避難所内)〔人〕			全壊〔棟〕 (津波)	半壊〔棟〕 (津波)	上水道 断水〔人〕	下水道 支障〔人〕	停電 〔軒〕	通信機能 障害〔回線〕	都市ガス 停止〔戸〕
				直後	1週間後	1ヶ月後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	7,083	5,074	17,153	35,885	22,577	13,610	30,639	242,587	204,106	22,438	36,087	22,438
伊祖断層による地震	147	7,244	4,952	17,534	38,406	19,422	13,375	32,499	290,955	217,921	27,177	37,512	27,177
石川-具志川断層系による地震	184	7,088	4,566	16,114	28,171	13,676	14,614	29,531	200,213	201,988	1,851	24,169	1,851
沖縄本島南部スラブ内地震	453	15,579	12,765	36,957	87,542	51,464	32,782	62,606	640,165	264,564	52,699	78,275	52,699
宮古島断層による地震	26	1,185	788	2,397	3,462	1,568	2,648	4,073	23,652	3,876	0	4,711	0
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	584 (465)	35 (4)	625	394	225	329 (140)	834 (158)	196	4,477	0	626	0
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	1,511 (1,354)	45 (8)	1,430	1,063	533	922 (721)	1,324 (446)	1,080	4,821	0	1,341	0
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	2,560 (1,929)	146 (51)	5,381	2,648	1,256	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	143,117	897	617	897
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	90,850 (86,192)	36,111 (33,800)	141,097	103,560	72,531	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	590,562	53,000	99,103	53,000
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	59,359 (54,675)	7,819 (5,650)	81,377	80,288	53,721	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	276,396	8,112	53,533	8,112
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	8,906 (8,774)	1,438 (1,423)	16,992	6,138	4,341	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	9,178	0	11,001	0
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	9,800 (9,462)	2,100 (1,921)	18,546	7,865	5,502	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	13,510	0	13,872	0
石垣島北方沖地震	122 (118)	1,966 (1,645)	484 (366)	4,940	1,200	678	686 (188)	2,698 (931)	882	5,839	0	2,478	0
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	24,805 (23,453)	27,586 (27,109)	79,118	32,781	22,675	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	542,089	53,000	39,928	53,000
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	11,995 (11,071)	1,627 (1,457)	21,632	10,092	5,559	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	195,186	1,150	6,983	1,150
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	116,415 (105,025)	47,092 (39,356)	178,501	152,397	105,539	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	629,135	53,000	137,860	53,000
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	15,213 (13,590)	2,457 (1,926)	27,117	17,970	10,233	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	183,779	2,131	19,129	2,131
沖縄本島北部スラブ内地震	182	8,529	4,240	19,008	59,258	29,048	14,791	40,291	518,909	233,564	9,924	42,664	9,924
宮古島スラブ内地震	18	1,039	585	1,987	2,811	1,263	1,995	3,958	18,276	5,269	0	3,906	0
石垣島スラブ内地震	17	702	397	1,383	1,186	692	1,163	2,920	412	5,219	0	4,180	0

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

1. 7 地震による揺れやすさ

沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

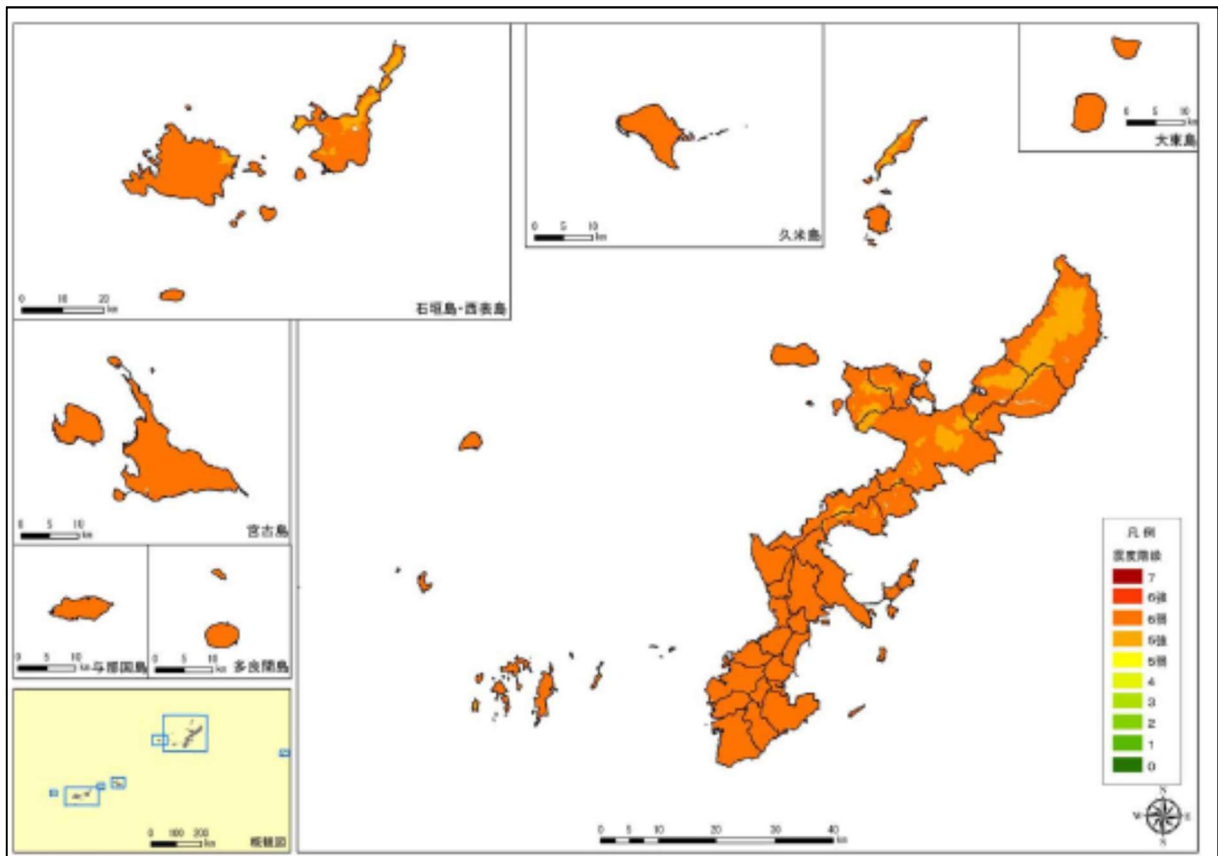
沖縄県耐震改修促進計画によると、地震は、海溝型地震（プレート境界型等）や内陸型地震（活断層等）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりえる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

特に海岸線沿いや埋立地等で非常にゆれやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に最大で震度5強～6弱程度の強い大きな揺れが発生することが予想されている。

○一律地震動による地震の震度分布（マグニチュード6.9、上端深さ5km）

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）



2. 耐震化の対象となる建築物

2. 1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物であり、耐震診断及び耐震改修を行う必要がある。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災での建築物の被害は、全壊104,906棟、半壊144,274棟を記録した。

国土交通省の報告によると、建築物の被害に占める「大破・中小破」の割合について、昭和56年以前の建築物では約65%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約25%と被害が大幅に減少している。

これは、昭和56年における建築基準法の改正により、建築物における耐震基準の抜本的見直しが計られた結果であると推測される。

また、平成28年に発生し、震度6以上を7回、震度7を2回記録した熊本地震における建築物の被害においても、全壊8,667棟、半壊34,719棟、一部破損162,500棟を記録しているが、建築物の被害に占める「大破」の割合は、昭和56年以前の建築物では約46%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約15%と被害が大幅に減少しており、「無被害」の割合も、昭和56年以前の建築物では約5%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約31%と約6倍となっており、旧耐震基準と新耐震基準による建築物の被害の差は顕著に表れている。

阪神・淡路大震災を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定され、市内でも建築物の耐震化を推し進めてきたことで、建築物における耐震診断等の実施実績は徐々に増えてきているものの、耐震改修の実績は未だ少なく、除却及び建替等により耐震化が進められているのが現状となっている。

今後、耐震化率の向上を図るためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、那覇市及び沖縄県は耐震化支援のための環境整備と適切な指導を行っていく。

それを踏まえた上で、昭和56年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、現状に応じて耐震改修や建替等を進めていくことが必要である。

(1) 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によると、平成30年10月現在、総戸数が138,030戸あるのに対し、その内36,755戸が昭和56年以前の住宅であり、そのうち耐震診断によって耐震性無しと判断される住宅は16,246戸と推計^{*}される。よって、耐震性のある住宅は121,784戸(88.2%)と推計^{*}される。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和4年12月時点の本市における要緊急安全確認大規模建築物の総数18棟に対し、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は11棟、建て替えにより耐震性を確保した建築物は2棟、用途を廃止した建築物は1棟である。よって耐震性のあるものは13棟(72.2%)である。

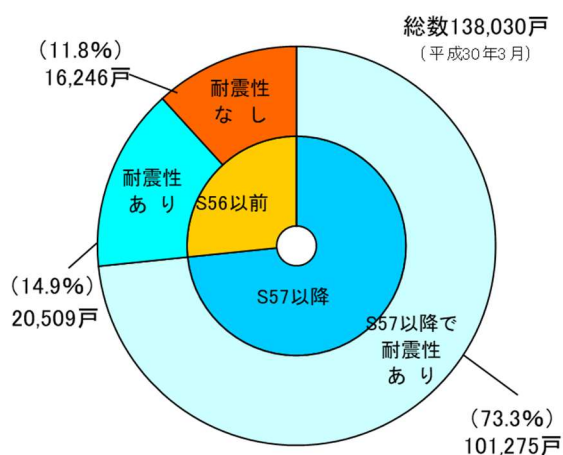
また、要安全確認計画記載建築物の総数7棟に対し、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は7棟である。よって耐震性のあるものは7棟(100.0%)である。

よって、耐震診断義務付け対象建築物については、総数25棟に対し、耐震改修等を行い、耐震性を確保した建築物は21棟である。よって耐震性のあるものは21棟(84.0%)である。

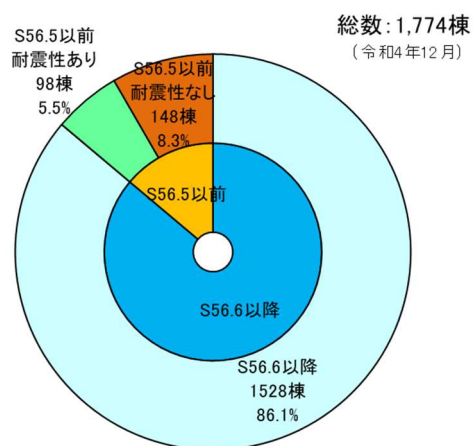
(3) 多数の者が利用する建築物

本市が行った調査によると、令和4年12月現在、多数の者が利用する建築物の総数が1,774棟に対し、昭和56年以前のもは246棟、そのうち耐震診断によって耐震性無しと判断される建物は148棟と推計^{*}される。よって耐震性のあるものは1,626棟(91.7%)と推計^{*}される。

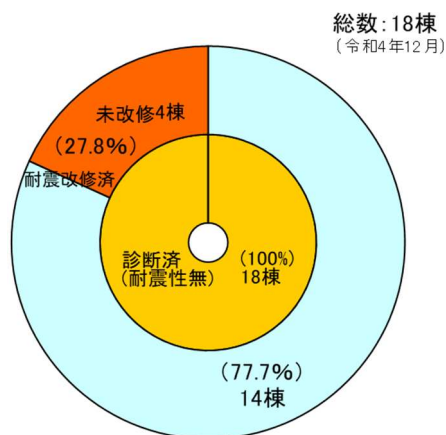
○住宅の耐震性



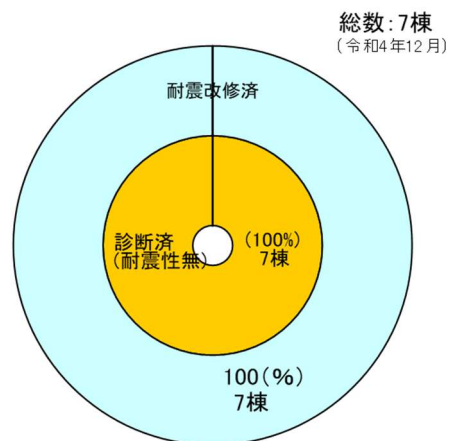
○多数の者が利用する建築物の耐震性



○要緊急安全確認大規模建築の耐震性



○要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)の耐震性



※国の耐震化率の推計値に基づき算定

2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定

耐震化を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物並びに本市が所有する公共建築物として耐震化の目標を設定する。

国土交通省は基本方針において、住宅については令和12年度までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としている。

本市においても、同方針をふまえた目標設定を以下のとおり行うものとする。

(1) 住宅

本市における住宅の耐震化率について、現状は88.2%（平成30年度）となっており、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

本市における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率について、現状は77.7%（令和4年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R4年12月現在）

分類	要緊急安全確認大規模建築物	要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物)	合計
建築物の 総数	18棟（うち2棟建替済み）	7棟	25棟
耐震性不足 建築物	4棟	0棟	4棟
耐震化率	77.7%	100%	84.0%

(3) 多数の者が利用する建築物

本市における多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和7年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断・耐震改修を促進すべき多数の者が利用する建築物

令和4年12月現在

分類	ア. 防災時の拠点となる建築物	イ. 不特定多数の者が利用する建築物	ウ. 特定多数の者が利用する建築物	総計
用途	庁舎、警察署、消防署、幼稚園、学校、病院、社会福祉施設、体育館等	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館等	共同住宅、寄宿舎事務所、工場等	
建築物の総数	398棟 (139棟)	377棟 (15棟)	999棟 (95棟)	1,774棟 (249棟)
耐震性が不足している建物	20棟 (3棟)	30棟 (0棟)	98棟 (10棟)	148棟 (13棟)
現行の耐震化率	95.0% (97.8%)	92.0% (100%)	90.2% (89.5%)	91.7% (94.8%)

※ () 本市所有建築物

(4) 本市所有建築物

本市が所有する建築物のうち学校及び市営住宅を除く多数の者が利用する建築物については令和7年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とする。また、学校については「那覇市学校施設等長寿命化計画」(平成31年3月策定)、市営住宅については「那覇市市営住宅ストック総合活用計画」(令和2年12月策定)に基づき、それぞれ建替えや耐震化を進めていくものとする。

2. 3 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（緊急輸送道路）として、沖縄県耐震改修促進計画により指定された緊急輸送道路を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物質供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路のことであり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害直後にネットワークとして機能することが重要である。

○緊急輸送道路一覧（沖縄県指定のうち本市内区間に伴う道路）

第1次：那覇空港、重要港湾等（那覇港、中城湾港、本部港）、災害対策本部等（沖縄県庁、南部合同庁舎、中部合同庁舎、北部合同庁舎、沖縄県警察本部、沖縄総合事務局、自衛隊那覇駐屯地）、広域市町村圏中心市庁舎（那覇市役所、沖縄市役所、名護市役所）を連絡する道路

第2次：第1次緊急輸送道路で連絡された防災拠点と主要防災拠点（市町村庁舎、病院、指定公共機関等、国の出先機関庁舎、警察署、消防本部、地方港湾、主要な漁港、自衛隊基地ヘリポート、浄水場、火力発電所、石油基地、国営公園、海上警察、気象台）を連絡する道路

機能区分	道路種別	路線名	区間（交差点）	延長 (km)
第1次	高速道路	沖縄自動車道	那覇IC～	57.3
第1次	国道(指)	国道58号	～那覇市奥武山町	66.1
第1次	国道(指)	国道332号	那覇市鏡水～那覇空港	3.0
第1次	国道(指)	国道58号那覇西道路	那覇市若狭～鏡水	2.5
第1次	主要地方道	那覇糸満線（県道82号）	那覇市安謝～上間	7.1
第1次	一般県道	県道42号線	沖縄県庁南口交差点～那覇市久茂地	0.7
第1次	一般県道	那覇空港線（県道231号）	那覇空港～那覇市安次嶺	1.1
第1次	市町村道	那覇市道（天久安里線）	那覇市上之屋～おもろまち	1.6
第1次	市町村道	那覇市道（久米若狭線）	那覇市久茂地～若狭	0.9
第1次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙	4.3
第1次	港湾道路	臨港道路港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝	1.7
第1次	港湾道路	臨港道路那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル	0.4
第1次	港湾道路	臨港道路新港2号線	新港ふ頭地区	1.0
第2次	国道(指)	国道329号	～那覇市上間	74.4
第2次	国道(指)	国道330号	～那覇市古島	20.5
第2次	国道(指外)	国道330号	那覇市古島～旭町	5.5
第2次	国道(指外)	国道390号	那覇市西～西交差点	0.1

第2次	国道(指外)	国道507号	那覇市上間～古波蔵	8.3
第2次	国道(指外)	国道507号津嘉山バイパス	那覇市仲井真～	5.3
第2次	主要地方道	奥武山米須線(県道7号)	那覇市奥武山～	11.7
第2次	主要地方道	那覇北中城線(県道29号)	那覇市泊～安里	3.8
第2次	一般県道	那覇内環状線(県道221号)	那覇市壺川～古波蔵那覇市楚辺～樋川	1.1
第2次	一般県道	真地久茂地線(県道222号)	那覇市真地～那覇高校前交差点	4.1
第2次	一般県道	那覇宜野湾線(県道251号)	県立博物館前交差点～那覇市古島	1.2
第2次	市町村道	浦添市道(伊奈武瀬1号線)	那覇市港町～県中央卸売市場	0.7
第2次	市町村道	浦添市道(伊奈武瀬2号線)	那覇市港町～琉球物流新港1号倉庫	0.6
第2次	市町村道	那覇市道(古波蔵38号)	那覇市古波蔵～漫湖公園入口	0.2
第2次	市町村道	那覇市道(西25号線)	那覇市西	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(西27号線)	那覇市西～ラジオ沖縄入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(久茂地7号)	那覇市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(久茂地10号)	那覇市久茂地～琉球放送・琉球朝日放送入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(泉崎牧志線)	沖縄テレビ入口～那覇市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(泉崎松尾線)	那覇市旭町～那覇高校	0.8
第2次	市町村道	那覇市道(港町3号)	那覇市港町	0.5
第2次	市町村道	那覇市道(港町10号)	那覇市港町	0.5
第2次	市町村道	那覇市道(港町11号)	那覇市港町	0.2
第2次	市町村道	那覇市道(港町12号)	那覇市港町	0.2
第2次	市町村道	那覇市道(上之屋22号)	那覇市上之屋～沖縄総合事務局・那覇産業保安監督事務所入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(天久銘苺線)	新都心公園交差点～新都心公園入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(泊6号)	那覇市泊～泊交差点	0.3
第2次	市町村道	那覇市道(銘苺18号)	那覇市銘苺～那覇市消防局入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道(銘苺泊線)	那覇市上之屋	0.1
第2次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市泊	0.7

3 耐震化の促進を図るための施策

3.1 普及・啓発の促進

本市は、沖縄県及び建築関係団体と連携して、市民や建築物の所有者へ耐震化の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下の施策を実施する。

本市は沖縄県及び建築関係団体と連携して市民や建築物の所有者に対し耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、取り組みへの支援をできる限り行う観点から、耐震化に関する各種補助制度や支援制度等の周知を図ることで建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間での立入調査や10月に行われる住宅月間及び違反建築防止週間に合わせた相談窓口の開設等の機会を通じて、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の促進に関する普及啓発や改善等の指導活動を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条に基づく定期報告を活用し、耐震化をはじめとする地震防災対策について啓発や指導を進めていく。

(2) 耐震化に係るパンフレットの配布

建築物の所有者に対して耐震化を啓発するため、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に関する助成制度等の周知を目的としたパンフレットを那覇市の建築担当窓口及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口等に常時備え、配布することで建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(3) 地震ハザードマップの普及

地域の「地震時の揺れやすさ」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」の普及は、地震発生時における被害の見通し及び避難方法等に係る情報を県民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。

現在、沖縄県における地震ハザードマップは、「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において25の想定地震により作成されている。

(4) リフォームに合わせた改修の推進

住まいの耐震化を図るには、増改築や省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事と併せて耐震改修を実施することが効果的である。リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報を周知することで、耐震化の啓発を努めるものとする。

3. 2 実施体制の整備

本市は、沖縄県及び建築関係団体と連携して、市民の耐震診断・耐震改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の設置など、建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための実施体制の整備を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

市民や建築物の所有者が耐震化の理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を開設する。

ア 行政相談窓口

本市建築指導課に相談窓口を設置し、耐震化に関する制度等、一般的内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

耐震診断・耐震改修に関する専門的な情報の提供や耐震診断実施機関の紹介等を行うため（一社）沖縄県建築士事務所協会、（公社）沖縄県建築士会等の耐震相談窓口と連携を図る。

ウ 住宅相談窓口

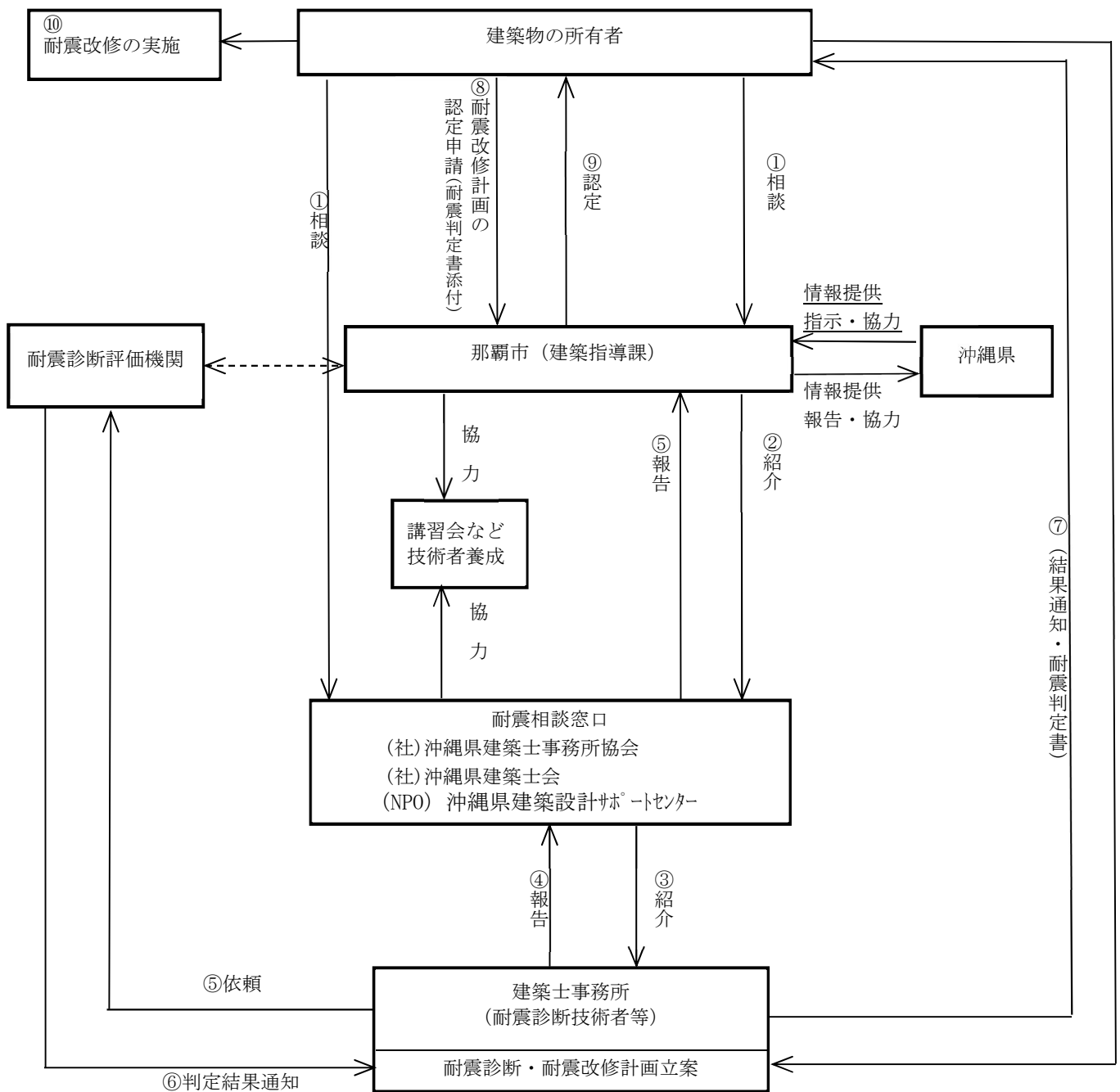
住宅に関する耐震診断等の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して相談窓口の設置を図る。

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の位置づけ

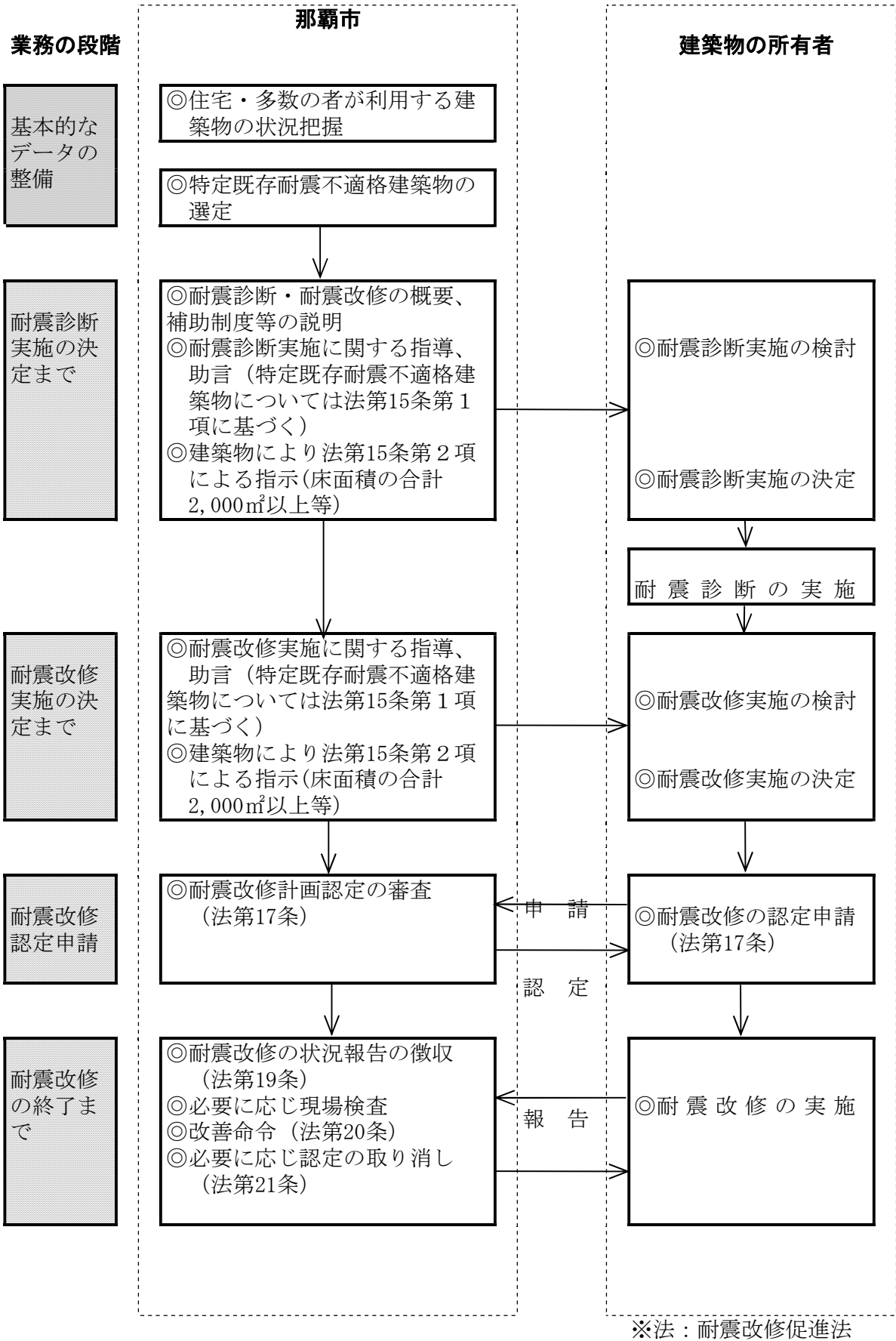
耐震診断及び耐震改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を耐震診断等実施機関として位置づける。実施機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び耐震改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 診断評価機関の設置

耐震診断及び耐震改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を活用する。



実施体制のフロー



建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図

3. 3 耐震診断及び改修技術者の育成及び登録

本市は、沖縄県及び建築関係団体と連携して、耐震診断及び耐震改修に携わる技術者の育成を目的に耐震診断及び耐震改修講習会の開催協力や受講の促進を行うとともに、受講者の登録名簿を据え置き、活用する。

本市は、沖縄県や建築関係団体と連携し、建築技術者に対し建築物の耐震診断及び耐震改修に必要な技術を習得させるため、これらの講習会の開催に関する協力や受講の促進を行う。また講習会受講者の名簿を備え置き、一般市民の相談等に活用する。

3. 4 耐震化の促進を図るための支援

本市は、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震化促進事業に要する経費の一部を補助し、国の税制、融資制度等の活用によって建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(1) 那覇市民間建築物耐震化促進事業

民間建築物で実施される耐震診断、補強設計及び耐震改修工事等に要する費用の一部について補助を行う。

(2) 簡易診断技術者派遣事業（沖縄県）

沖縄県において実施している旧耐震基準の住宅への簡易診断技術者派遣事業を市民や建築物の所有者へ積極的に案内する。

(3) 診断及び改修に係る支援策

耐震診断及び耐震改修に係る沖縄振興開発金融公庫などの低利融資制度^{*3}、地方税法の所得税額特別控除^{*4}、固定資産税額減額措置^{*5}及び租税特別措置法の特別償却制度^{*6}の活用など、耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策のPRに努めるものとする。

(4) 特定優良賃貸住宅の空家の活用

住宅等の耐震改修の際に工事期間中に仮住居が確保できない場合、特定優良賃貸住宅の空家活用を行う。入居特例の適用を位置づける特定優良賃貸住宅については、当該住宅の所有者等との協議により別途定めるものとする。

^{*3} 低利融資制度：当該計画に従って行う耐震改修工事又は沖縄振興開発金融公庫の定める耐震性に関する基準に適合するように行う工事に対する公庫のリフォーム融資。

^{*4} 所得税額特別控除：一定の区域内において耐震改修に要した費用の10%相当額（25万円を上限）を所得税額から控除。

^{*5} 固定資産税額減額措置：固定資産税を一定期間1/2に減額する制度。

^{*6} 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価格の25%の特別償却（法人税又は所得税）

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

建築物の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策は建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、外壁タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成 17 年 8 月）では、スポーツ施設において天井が落下し多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や避難・救助の妨げとなった事例が数多くあった。

以上のことから、建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、市民に対し、講習会の開催やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ、落下したが、幸い大惨事には至らなかった。

しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになる事例が十分予測されることから、市民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布により周知することでシーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発につとめ、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成 17 年 7 月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者等に対し、既設エレベーターに P 波感知型地震時管制運転装置^{*7}等の設置を行うよう周知することで安全確保についての普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

地震による擁壁倒壊による建築物への被害防止や崖崩れの発生を軽減するため、擁壁に対する補修の推進及びがけ地近接等危険住宅移転事業^{*8}などを活用し、敷地の安全性の確保に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(5) ブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生によりブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や避難等に支障をきたした事例が数多くある。

以上のことから、市民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布により市民に周知することで正しい施工技術・工法の普及啓発につとめ、必要に応じた指導を行うものとする。

^{*7} P 波感知型地震時管制運転装置：地震時の加速度を検知して、自動的にかごを昇降路の出入口の位置に停止させかつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開くことなどができる安全装置

^{*8} がけ地近接等危険住宅移転事業：災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する事業

3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み

建築物の耐震化や敷地の安全性の確保以外にも、総合的な取り組みを行なう。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築行政マネジメント計画」*⁹に基づき中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険の普及・啓発に努めるものとする。

*⁹ 沖縄県建築行政マネジメント計画：沖縄県特定行政庁連絡協議会による、新築時の建築物及び既存建築物等を含めた建築物の安全対策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とした計画

4. 本市、沖縄県及び関係団体相互の連携

建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進するため、本市、沖縄県及び建築関係団体等は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本市における建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進するために、本市、沖縄県及び建築関係団体等は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 沖縄県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有公共建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- オ 耐震診断及び耐震改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 本市の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- オ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 建築関係団体の役割

- ア 本市の耐震診断及び耐震改修の施策への協力
- イ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断及び耐震改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断及び耐震改修の調査、設計、工事の実施

5. 耐震化を促進するための指導や命令等

本市は、耐震診断及び耐震改修を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 改修促進法に基づく指導・助言など

本市は、すべての特定既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第15条第1項に基づき必要な指導・助言を行うこととする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対し、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由無く、その指示に従わない場合は、同条第3項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断・耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

また、所有者個人のみを対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しても説明会を開催するなど周知を図ることとする。

イ 指示の方法

必要な耐震診断・改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無く耐震診断・耐震改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で市の公報及びホームページへの掲載等によりその旨公表することとする。

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告及び命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4の規定において、建築物の敷地や構造等について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の修繕、防腐措置等建築物等の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるとしている。

また、同法第10条においても第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにもかかわらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、本市は速やかに当該建築物の指導、助言等を行い、必要に応じて除却、改築、修繕等を行うよう勧告及び命令等を行うこととする。

特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

	用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上 階数3以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上		
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	